

9月21～30日 秋の交通安全市民総ぐるみ運動 6点を重点事項に事故防止に取り組み

9月21日(土)から30日(月)までの10日間、全国一斉に「秋の交通安全運動」が実施されます。市では次の6点を重点事項に掲げ、交通安全宣言大会や各地区での街頭指導など、さまざまな活動を行います。

市民の皆様一人一人が交通ルールを守り、家庭、地域から悲惨な交通事故をなくすように、交通安全の輪を広げましょう。



1 子どもと高齢者の交通事故防止

市内での子どもや高齢者の交通事故が増加しています。全ての運転者は子どもと高齢者に配慮した運転をし、また高齢運転者は自分の運動・運転能力などに応じたゆとりのある運転を心掛けましょう。家庭や地域では、子どもと高齢者に交通ルールを守るように声掛けし、事故を防止するように心掛けましょう。

2 飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。飲酒運転による悲惨な交通事故を防ぐために、市民一人一人が交通ルールを理解することが大切です。

飲酒運転のない安全で安心して暮らせる市を目指し「飲んだら乗るな・乗るなら飲むな」を実践するように心掛けましょう。

3 夕暮時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

(特に反射材用品などの着用の推進および自転車前照灯の点灯の徹底)

夕暮時に外出する際には、必ず反射材を着用するように心掛けましょう。

自転車は身近な移動手段の一つです。自転車は法律上で軽車両ですので、正しい交通ルールで安全に利用するように心掛けましょう。

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトとチャイルドシートは、交通事故に遭った場合に被害を大幅に軽減することができます。楽しいドライブができるように、全席シートベルトを着用するように心掛けましょう。

5 二輪車の交通事故防止

二輪車の交通事故が増加しています。

二輪車を運転する際はヘルメットの着用を徹底し、悲惨な交通事故を防ぐために、市民の皆様一人一人が交通ルールを守り安全運転を心掛けましょう。

6 交差点と交差点付近の交通事故防止

市内の交通事故の半分以上が交差点と交差点付近で発生しています。

車などを運転される人はもちろん、歩行者も悲惨な交通事故を防ぐために、市民の皆様一人一人が交通ルールを守り安全運転を心掛けましょう。

【問い合わせ】市民生活部
市民生活課(市民総務係)
☎0220(58)2118

【第2便】
ミヤコーバス佐沼営業所へ登米総合支所間の全ての停留所の発車時刻を7分早めます。

※第2便以外の便の時刻変更はありません。

【問い合わせ】企画部市民活動支援課
☎0220(22)2173



9月2日(月)から、循環線(米岡経由登米)第2便の時刻を左記のとおり変更します。

市民バスの時刻を変更します

9月10日～16日は自殺予防週間です。 支え合おう 心といのち

私たちができること・・・
まずは、声をかけあうことから始めてみませんか？

気づき 家族や仲間の変化に気づいて、声をかける	傾聴 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける	つなぎ 早めに専門家に相談するよう促す	見守り 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る
-----------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------

ひとりで悩まずに、ご相談ください。

♥登米いのちホットテレホン(24時間受付)
☎0120(870)108

♥登米市多重債務者無料法律相談
予約先:登米市消費生活相談窓口
☎0220(34)2308

♥登米安心サポートローン
多重債務状態に陥っている方などを救済するため、市が提携した金融機関が融資を行います。
申し込み:登米市多重債務者法律相談で相談の上、必要な人にご紹介します。

♥心の元気相談室
毎週月曜日・金曜日 午前10時～午後5時
場所:登米市民病院 ※予約制・無料
予約・問い合わせ:各総合支所市民課または健康推進課
☎0220(58)2116

♥こころの相談
広報とめ 8月21日号8ページをご覧ください。
【問い合わせ】市民生活部健康推進課
☎0220(58)2116

■腐食した消火器



規格を改正 消火器が新しく なりました

全国で破裂事故が多発 住宅用消火器と表示

ここ数年、全国各地で消火器の老朽化による破裂事故が発生したため、消火器の規格が改正されました。住宅用と住宅用以外に分けられ、新しい規格の住宅用消火器では、次のように表示されるようになります。

「住宅用消火器である旨」
「使用時の安全な取扱い事項」
「維持管理上の適切な設置場所」
「安全な取扱いに関する事項」
などです。今後、消火

器を購入される場合は「住宅用消火器」の表示を確認し購入しましょう。

古い消火器を点検し 腐食していないか確認

①風雨にさらされる場所や湿気の多い場所に設置されていませんか。すぐに消火器を点検し、腐食しているものは絶対使用しないでください。

②消火器は、リサイクルシステムで廃棄処理しましょう。

ご注意ください 消火器の不適正販売

規格の改正に伴い、不適正な訪問販売が発生しています。事例として「消火器を点検に来ました」「法改正により古い消火器は使えません」などと話しているようです。不審に思ったら、お近くの消防署に相談してください。

【問い合わせ】消防本部予防課
☎0220(21)1900